

2020年11月12日

株 主 各 位

新潟県佐渡市両津湊353番地
佐 渡 汽 船 株 式 会 社
代表取締役社長 尾 崎 弘 明

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年11月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、本臨時株主総会につきましては適切な感染防止対策をとった上で、開催させていただきますが、株主の皆様におかれましては、感染防止の観点並びに安全を第一優先としていただき、可能な限り、書面による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

また、大変申し訳ございませんが、体調の優れない方、健康状態に不安のある方の会場への来場はお控えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年11月27日（金曜日）午後1時（受付開始予定正午）
2. 場 所 新潟県佐渡市両津夷261番地1
湖畔の宿 吉田家 東館3階大広間「飛天」
（末尾の「会場のご案内」をご参照ください。）

3. 目的事項
決議事項
議案 株式交換契約承認の件

4. 招集にあたっての決定事項

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社のホームページ（アドレス <https://www.sadokisen.co.jp/>）の「IR情報」に掲載しております。株主総会参考書類の「議案 株式交換契約承認の件」のうち、「3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要（4）佐渡汽船運輸の最終事業年度に係る計算書類等」

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本臨時株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類に修正が生じた場合には、当社のホームページ（アドレス <https://www.sadokisen.co.jp/>）に修正後の事項を掲載し周知させていただきます。

株主の皆様へ

【株主総会における新型コロナウイルス感染防止の対応について】

1. 当社の対応について
 - ・本臨時株主総会に出席する役員及び運営スタッフ等はマスク着用等の感染防止対策を十分にとった上で対応させていただきます。
 - ・株主の皆様との株主懇談会の開催は見合わせさせていただきます。
2. 株主様へのお願い
 - ・感染リスクを避けるため、本臨時株主総会当日のご来場は可能な限り見合わせていただき、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
 - ・感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方等は特に慎重なご判断をお願いいたします。
3. ご来場いただく株主様へのお願い
 - ・ご来場いただく株主様におかれましては、当日の体調をお確かめの上、マスク着用や会場入口でのアルコール消毒等の感染予防対策にご協力いただきますようお願い申し上げます。
 - ・当日は、受付前に検温を実施し、体温の高い株主様にはご入場をお断りすることがございますので、予めご了承ください。
 - ・会場にて体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけをさせていただきますことがございますので、予めご了承ください。

なお、その他本臨時株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社のホームページ（アドレス <https://www.sadokisen.co.jp/>）にて変更後の事項をお知らせいたします。

株主総会参考書類

議案 株式交換契約承認の件

当社と佐渡汽船運輸株式会社（以下「佐渡汽船運輸」といいます。）は2020年12月29日（予定）を効力発生日として、当社を完全親会社、佐渡汽船運輸を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことについて合意し、2020年10月16日に開催されたそれぞれの取締役会の決議に基づき、同日をもって本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において本株式交換契約のご承認をお願いいたしたく存じます。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日である2020年12月29日（予定）をもって、当社は佐渡汽船運輸の発行済株式の全部を取得する予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容等は次の通りです。

1. 本株式交換を行う理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、2020年4月7日に日本政府による7都道府県に対する緊急事態宣言が発令され、4月16日には緊急事態宣言の対象が全都道府県に拡大されました。都道府県をまたぐ移動の自粛は6月19日に全国を対象に解除され、経済活動や社会活動は徐々に再開されてきましたが、各種イベントや外出等を自粛する傾向は続いております。

当社グループでは3月より徐々に新型コロナウイルス感染症拡大による影響が見られ、4月7日以降の緊急事態宣言発令を契機に、ゴールデンウィーク期間中を底とする観光客の予約キャンセルやビジネス客及び佐渡市民の移動自粛により、4月以降は当社グループの売上高が著しく減少しており、当社グループの事業に影響を及ぼしております。

都道府県をまたぐ移動の自粛は6月19日に全国を対象に解除されたものの、その後も新型コロナウイルス感染症の収束は見えず、需要の回復に一定期間を要すると見込まれることから、営業債務の支払い及び借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じるとともに、2020年12月期第2四半期連結会計期間における重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失の計上により、当社グループの当第2四半期連結会計期間末は債務超過となっております。

また、2020年12月期連結会計年度においても、2019年12月期連結会計年度より継続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることにより、債務超過になる見込みであります。

これらのことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を解消するため、収益基盤の改善と併せて、債務超過解消に向けて当社並びに当社グループの資本及び財務基盤の強化を図っていくにあたり、含み益のある資産の売却や、新株式発行を伴う株式交換による財務基盤の良好な連結子会社の完全子会社化等を検討する中で、当社連結子会社である佐渡汽船運輸を株式交換により完全子会社化することとしました。

2. 本株式交換契約の内容

当社が佐渡汽船運輸との間で締結した本株式交換契約の内容は、後記の別紙に掲げる「株式交換契約書(写)」に記載の通りです。

3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要

(1) 交換対価の正当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当の内容等

	当社 (株式交換完全親会社)	佐渡汽船運輸 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る株式交換比率	1	1.33
株式交換により交付する株式数	当社普通株式：1,078,397株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社は本株式交換に際して、本株式交換の効力発生日の前日の最終の株主名簿に記載または記録された佐渡汽船運輸の株主（当社が保有する佐渡汽船運輸の普通株式995,575株については、本株式交換による株式の割当は行わないため、当社を除きます。）に対して、その保有する佐渡汽船運輸の普通株式1株について、当社の普通株式1.33株を割当交付します。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式数

本株式交換により割当交付する当社の株式数は合計で1,078,397株となる予定で、新たに普通株式1,078,397株を発行する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主の発生が新たに見込まれますが、金融商品取引市場に

において当該单元未満株式を売却することはできません。当社の单元未満株式を保有することとなる株主は、本効力発生日以降、会社法第192条第1項の規定及び当社の株式取扱規則に基づく单元未満株式の買取（保有する单元未満株式を当社が買取る制度）をご利用いただくことができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により、佐渡汽船運輸の株主の皆様へ交付する当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

② 本株式交換に係る割当の内容の算定根拠等

(i) 割当の内容の根拠及び理由

上記「3. (1) ①本株式交換に係る割当の内容等」に記載した株式交換比率の決定にあたっては、下記「(iii) (ア) 独立した第三者機関からの「株式交換比率算定書」の取得」に記載の通り、当社は朱鷺ファイナンシャルアドバイザー有限責任事業組合（以下「朱鷺ファイナンシャルアドバイザー」といいます。）を株式交換比率算定の第三者機関として選定いたしました。

当社及び佐渡汽船運輸は、朱鷺ファイナンシャルアドバイザーから提出を受けた株式交換比率の算定結果を踏まえ、両社の財政状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、慎重な検討・協議・交渉を重ねてまいりました。

その結果、本株式交換比率は、下記「(ii) (イ) 算定の概要」に記載の通り、朱鷺ファイナンシャルアドバイザーから受領した株式交換比率の算定結果の範囲内であり、当社の株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、2020年10月16日に開催された、それぞれの取締役会にて、本株式交換を行うことにつき合意し、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

(ii) 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称及び当社並びに佐渡汽船運輸との関係

算定機関である朱鷺ファイナンシャルアドバイザーは、当社及び佐渡汽船運輸から独立した第三者算定機関であり、当社及び佐渡汽船運輸の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して重要な利害関係を有しておりません。

(イ) 算定の概要

朱鷺ファイナンシャルアドバイザーは、当社については上場会社であり市場株価が存在することから、市場株価平均法（2020年9月30日を算定基準日として、算定基準日前1ヵ月間における終値平均株価を基に分析しております。）を用いて算定を行いました。

佐渡汽船運輸については、非上場会社であることから市場株価平均法は採用しておりませんが、同社は貨物自動車運送事業を営んでおり、上場する同業者が多数存在することから、類似上場会社方式を採用しました。また、同社は事業計画を策定していることから、将来の事業活動の状況が反映されるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）も採用することによって、2つの評価方式から総合的に算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下の通りです。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	佐渡汽船運輸	
市場株価平均法	DCF法 類似上場会社方式	1.24 ～ 1.42

朱鷺ファイナンシャルアドバイザーは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率算定に重大な影響を与える可能性がある事実で朱鷺ファイナンシャルアドバイザーに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、朱鷺ファイナンシャルアドバイザーの株式交換比率算定は、2020年9月30日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであり、当社及び佐渡汽船運輸の事業見通し並びに財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討・作成されていることを前提としています。

なお、朱鷺ファイナンシャルアドバイザーがDCF法の算定の基礎とした事業計画については、2021年12月期、2022年12月期及び2023年12月期の最新の事業計画を前提としており、当該期間において大幅な増減益を見込んでおりません。

(iii) 公正性を担保するための措置

(ア) 独立した第三者機関からの「株式交換比率算定書」の取得

本株式交換の実施にあたり、交換比率算定の公正性を担保するため、当社は当社及び佐渡汽船運輸から独立した第三者算定機関である朱鷺ファイナンシャルアドバイザーを選定し、2020年10月8日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。

なお、当社及び佐渡汽船運輸は、第三者機関より、合意された本株式交換比率がそれぞれの株主の皆様にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

(2) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、当社が別途定める額といたします。

(3) 株式交換に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

(4) 佐渡汽船運輸の最終事業年度に係る計算書類等

佐渡汽船運輸の最終事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社のホームページ（アドレス <https://www.sadokisen.co.jp/>）の「IR情報」に掲載しております。

(5) 佐渡汽船運輸の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません

(6) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

該当事項はありません。

② 佐渡汽船運輸

該当事項はありません。

株式交換契約書（写）

佐渡汽船株式会社（以下「甲」という。）および佐渡汽船運輸株式会社（以下「乙」という。）は、令和2年10月16日付けで、次のとおり株式交換契約を締結する。

第1条（株式交換）

甲および乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、次のとおりである。

- 甲 商号：佐渡汽船株式会社
住所：新潟県佐渡市両津湊353番地
- 乙 商号：佐渡汽船運輸株式会社
住所：新潟県佐渡市吾潟183番地1

第3条（株式交換に際して交付する株式およびその割当）

1. 甲は、本株式交換に際して、効力発生日（第5条において定義する。以下、同じ。）の前日の最終の乙の株主名簿に記載または記録された株主（甲を除く。）に対し、その所有する乙の普通株式に代えて、当該乙の普通株式1株につき甲の普通株式1.33株の割合をもって、甲の普通株式を割当交付する。
2. 前1項に従い甲が割当交付しなければいけない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金および準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金および準備金の額については、会社計算規則第39条の規定に従って、別途甲が定める。

第5条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は令和2年12月29日とする。但し、本株式交換の手續の進行等に応じて必要があるときは、甲乙で協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

甲および乙は、本契約について令和2年11月27日開催予定の臨時株主総会の承認を求めるものとする。

第7条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（本契約の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産状態または経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙で協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、もしくは本株式交換を中止し、または本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲および乙の株主総会の承認が得られないとき、または法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったとき、または前条に従い本株式交換が中止され、もしくは本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年10月16日

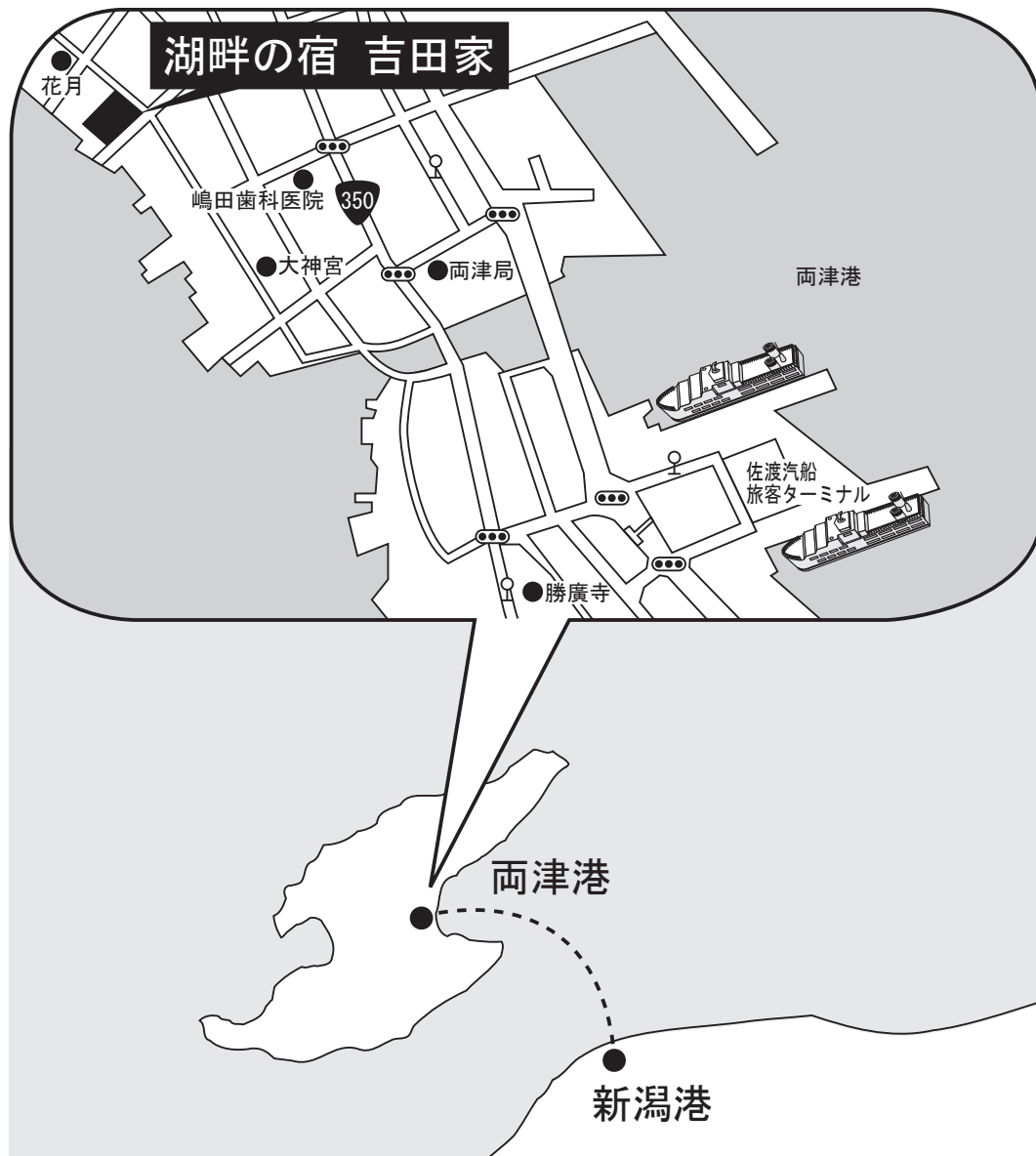
甲 新潟県佐渡市両津湊353番地
佐渡汽船株式会社
代表取締役社長 尾崎 弘明

乙 新潟県佐渡市吾潟183番地1
佐渡汽船運輸株式会社
代表取締役社長 白杵 修二

以 上

臨時株主総会 会場のご案内

■会場／新潟県佐渡市両津夷261番地1
湖畔の宿 吉田家 東館3階大広間「飛天」
TEL 0259-27-2151



- 交通** 佐渡汽船両津港から会場まで、車で5分、徒歩で15分です。
お車でのご来場の際はホテル駐車場をご利用ください。
- 送迎バス** 12時20分に両津港旅館駐車場より会場行きバスを運行いたします。また、臨時株主総会終了後に両津港行きバスを運行いたします。